

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称                               | 契約日      | 契約の相手方                              | 契約金額(円)    | 随意契約理由<br>(根拠法令)   | 担当部署<br>(問合せ先)                            |
|------------------------------------|----------|-------------------------------------|------------|--|---|
| 神戸市立中学校体育館の夜間開放に係る動線整備業務           | R7.2.7   | 大成有楽不動産株式会社                         | 3,104,200  | 当該事業者は、市内東部の学校園施設包括管理業務を受託しており、定期的に対象校を巡回訪問し、点検や修繕等の業務を行っており、当該事業者でなければ、対象校と綿密な連絡調整を行い、設計から施工までの一体的な実施ができないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)   | 教育委員会事務局<br>総務課<br>(Tel:078-984-0615)     |
| 令和6年度校内学童施設へのKIIF無線LAN環境整備業務       | R6.12.26 | 西日本電信電話株式会社 兵庫支店                    | 1,149,500  | 当該事業者はKIIF3の提供業務について、「総合評価落札方式(一般)」により選定された業者であり、KIIF3システムを構築し、令和3年1月から令和7年12月まで保守契約を締結しており、当該事業者以外では、一体的な保守管理が不可能であるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)                                     | 教育委員会事務局<br>学校経営支援課<br>(Tel:078-984-0655) |
| 港島学園校舎統合・こぐべ小学校校舎新設に伴うKIIFNW環境構築業務 | R7.2.19  | 西日本電信電話株式会社 兵庫支店                    | 3,062,400  | 当該事業者はKIIF3の提供業務について、「総合評価落札方式(一般)」により選定された事業者であり、KIIF3システムを構築し、令和3年1月から令和7年12月まで保守契約を締結しており、移設後に一体的な管理をするためには同事業者であることが必要になるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)                             | 教育委員会事務局<br>学校経営支援課<br>(Tel:078-984-0655) |
| 神戸市立学校園外壁点検調査業務(その1)               | R6.10.23 | 日本管財株式会社                            | 4,186,600  | 本業務にあたっては、包括管理業務での点検や修繕部位、修繕の実施状況等を正確に把握したうえで実施する必要があり、両業務を統括的に実施することが求められる。また、調査・点検から修繕業務までを一体的に実施できる事業者へ委託しなければ、契約の目的を達成することができないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)                       | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |
| 神戸市立学校園外壁点検調査業務(その2)               | R6.10.11 | 大成有楽不動産株式会社                         | 5,940,000  | 本業務にあたっては、包括管理業務での点検や修繕部位、修繕の実施状況等を正確に把握したうえで実施する必要があり、両業務を統括的に実施することが求められる。また、調査・点検から修繕業務までを一体的に実施できる事業者へ委託しなければ、契約の目的を達成することができないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)                       | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |
| 東舞子小学校暫定校舎空調機増設業務                  | R6.11.29 | 大和リース株式会社                           | 5,830,000  | 東舞子小学校暫定校舎はリース物件であり、大和リース株式会社の所有となっている。借り上げにあたって延長契約を単年度契約にて締結しているが、その継続契約書内仕様書特記事項に、「破損、故障、その他不具合等が生じた場合、神戸市が費用を負担し、リース業者が補修を行う。」との記載があるため、当該事業者と契約する必要がある。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |
| 「垂水小学校校舎棟建設工事その2」の設計等変更業務          | R6.11.1  | 山本設計・新日本設備計画設計<br>共同体 代表者 株式会社 山本設計 | 19,800,000 | 当該事業者は、垂水小学校校舎棟改築工事の基本設計の段階から事業参画しており、現在の設計内容や改築後の整備内容を熟知している。本業務は、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計及び許可申請業務であるため、当該事業者でないと、効率的かつ十分なレベルの業務遂行が困難であるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)                   | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称                             | 契約日      | 契約の相手方             | 契約金額(円)     | 随意契約理由<br>(根拠法令)   | 担当部署<br>(問合せ先)                            |
|----------------------------------|----------|--------------------|-------------|--|---|
| 伊川谷小学校給水設備改修工事発注等業務              | R7.1.27  | (一財)神戸住環境整備公社      | 35,310,000  | 公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定により、公共工事の発注者については、公共工事に関する専門的な知識・経験を有するとともに、法令の遵守、秘密の保持、また、公正性を備えた者を選定する必要があり、建築住宅局に依頼したところ、業務過多のため本件業務を執行することが困難であり、一般財団法人神戸住環境整備公社を活用するよう回答があった。本市の外郭団体である一般財団法人神戸住環境整備公社は、法令遵守、公平性・中立性等を確保でき、法の要件を満たしており、公共事業である学校施設等の発注から完成(発注、監理、検査)まで一連で業務を行え、その実績も豊富である。また、学校施設の内容を熟知しており、今回の業務を遂行していくための必要な知識と能力を兼ね備えた唯一の団体であることから、同公社に委託を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |
| 青陽須磨支援学校暫定校舎空調設備等改修業務            | R7.2.13  | 大和リース株式会社          | 5,280,000   | 青陽須磨支援学校暫定校舎はリース物件であり、大和リース株式会社の所有となっている。借上げにあたって延長契約を単年度契約にて締結しているが、その継続契約書内仕様書特記事項で、「破損、故障、その他不具合等が生じた場合、神戸市が費用を負担し、リース業者が補修を行う。」と定めているため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)   | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |
| 義務教育学校港島学園校舎一体化整備にかかる工事支援業務      | R7.2.4   | (一財)神戸住環境整備公社      | 174,700,000 | 公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定により、公共工事の発注者については、公共工事に関する専門的な知識・経験を有するとともに、法令の遵守、秘密の保持、また公正性を備えたものを選定する必要がある。建築住宅局に依頼したところ、業務過多のため本件業務を執行することが困難であり、一般財団法人神戸住環境整備公社を活用するよう依頼があった。本市の外郭団体である一般財団法人神戸住環境整備公社は、法令遵守、公平性、中立性を確保でき、法の要件を満たしており、公共事業である学校施設等の監督業務、工事監理業務など工事支援業務を行え、その実績も豊富である。また、学校施設内容を熟知しており、今回の業務を遂行していくための必要な知識と能力を兼ね備えた唯一の団体であるため、委託を行う。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)             | 教育委員会事務局<br>学校環境整備課<br>(Tel:078-984-0686) |
| 配膳室設備機器配置計画作成及び機器撤去処分業務(垂水区、須磨区) | R6.10.15 | タニコー株式会社神戸営業所      | 4,017,200   | 本業務は、配膳室内の設備機器の再配置検討にあたり、限られた期間内に神戸市第一学校給食センター運営事業者と一体的に調整しながら実施する必要があり、運営事業者との円滑な調整が可能な受託者を選定する必要があるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)   | 教育委員会事務局<br>健康教育課<br>(Tel:078-984-0696)   |
| 学校給食費システム改修業務                    | R7.1.28  | 日本ソフトウェアマネジメント株式会社 | 1,628,000   | 当該事業者は、現在の学校給食費収納管理システムの構築業者であり、同システムの著作権等を有するとともに、システム構成等を熟知している唯一の事業者であるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)  | 教育委員会事務局<br>健康教育課<br>(Tel:078-984-0696)   |

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称                                 | 契約日     | 契約の相手方           | 契約金額(円)   | 随意契約理由<br>(根拠法令)   | 担当部署<br>(問合せ先)                          |
|--------------------------------------|---------|------------------|-----------|--|---|
| 湊翔楠中学校分校(学びの多様化学校)新設におけるKIIFNW環境構築業務 | R7.2.27 | 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 | 3,674,000 | 当該事業者はKIIF3の提供業務について、「総合評価落札方式(一般)」により選定された事業者であり、KIIF3システムを構築し、令和3年1月から令和7年12月まで保守契約を締結しており、移設後に一体的な管理をするためには同事業者であることが必要になるため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 教育委員会事務局<br>児童生徒課<br>(Tel:078-984-0755) |